

一般社団法人久留米三井薬剤師会 Cross Over Meeting 規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人久留米三井薬剤師会（以下、「本会」という。）定款第4条の規定に基づき、薬剤師の職能の向上に関する事業の一つとして「久留米三井薬剤師会 Cross Over Meeting」（以下、「COM」という。）を定めるものとする。COMとは、「薬剤師が相互にレベルアップする為のスペシャリスト育成事業」である。

第2章 実務責任者

(担当責任理事)

第2条 COMの実務責任者は生涯学習委員会担当責任理事（以下、「担当責任理事」という。）である。担当責任理事は企画者（以下、「ナビゲーター」と協議し、運営を補佐する。

第3章 企画者

(ナビゲーター)

第3条 久留米三井薬剤師会会員であれば、ナビゲーターの資格をもつ。ナビゲーターは専門領域においてCOMを企画・申請・運営し、担当責任理事はこれを補佐する。

第4章 実施方法

(企画)

第4条 薬剤師の【step1】スペシャリストとしてのレベルの引き上げと、【step2】ジェネラリストとしてのレベルの底上げを達成する為に、ナビゲーターは企画し、担当責任理事はこれを補佐する。

(申請)

第5条 ナビゲーターは申請書を本会に提出し、担当責任理事は随時、理事会において承認を仰ぐ。

(運営)

第6条 ナビゲーターは運営し、担当責任理事はこれを補佐する。【step1】で作成したプロダクトは適切な方法で公表し、【step2】の企画を行う事までをCOMとする。久留米三井薬剤師会会員であれば参加資格をもつ。実施後は報告書を久留米三井薬剤師会に提出する。

附則

この規定は、平成28年1月25日から施行する